

事業者の皆さまへ

令和8年4月1日から、いわゆる「健康食品」との関連が疑われる
**健康被害情報を「食品衛生申請等システム」で届出
できます！**

食品衛生法施行規則に基づき、機能性表示食品の届出者及び特定保健用食品に係る許可を受けた者は、**機能性表示食品又は特定保健用食品による健康被害※**の情報を消費者等から受け付けた場合には、**速やかに、都道府県知事等へ情報提供することが義務化されています。**

※医師の診断を受け、当該症状が当該食品又は添加物に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。

食品衛生申請等システムの利用方法

Step 1 食品衛生申請等システムへアクセス ※PCでのアクセスを推奨します。

【URL】 <https://i2fas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



Step 2 食品等事業者情報登録（初回のみ）

食品等事業者のアカウントを登録し、IDとパスワードを入手します。
※G BizIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。
通常のアカウント作成を選択すると、他の行政サービスでは利用できませんので、G BizIDの取得を推奨します。
※すでにアカウントをお持ちの事業者は改めての取得は不要です。

① 上記URLまたはQRコードから食品衛生申請等システムにアクセス

② G BizIDの作成またはアカウント作成を選択

③ 必要情報を入力し、登録

- 担当者基本情報
氏名、住所、連絡先等
- 食品等事業者基本情報
会社名、住所、連絡先等

Step 3 いわゆる「健康食品」に係る健康被害の情報提供

① Step 1 で取得したログインIDとパスワードを入力し、ログイン

② トップメニューの「健康被害情報の登録・検索」を選択

③ 健康被害情報を入力
Excelファイルで情報提供票を作成し、アップロードすることも可能です。

④ 登録

※報告の内容について、管轄の自治体が問い合わせをすることがあります。

食品衛生申請等システムの利用方法の詳細は、マニュアルをご覧ください。
システムに関する動作・操作・仕様については、ヘルプデスクにお問い合わせください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index_00012.html

